

保 国 発 0210 第 1 号
保 高 発 0210 第 1 号
令 和 7 年 2 月 10 日

都道府県民生主管部（局）	}	殿
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長		

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「県外分診療報酬の全国決済について」の一部改正について

規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）及び令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、地方公共団体の医療費等助成事業に係る費用について、地方公共団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく、円滑に受診することができるよう、取組を行うこととされていることを踏まえ、「県外分診療報酬の全国決済について」（昭和 50 年 7 月 25 日付け保険発第 72 号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改めることとしたため、貴管内保険者及び国民健康保険団体連合会への周知等、特段の配慮をお願いする。

なお、国民健康保険の被保険者に係る県外分診療報酬のうち、地方公共団体が独自に行う医療費助成事業に係る診療報酬の請求については、令和 7 年 4 月 1 日以降の請求分（同年 3 月診療分）から実施することが可能となるが、後期高齢者医療制度の被保険者に係る県外分診療報酬のうち、地方公共団体が独自に行う医療費助成事業に係る診療報酬の請求については、関連システムの改修に一定の期間を要することから、改修完了まで従来通りの取扱いとなること、ご留意いただきたい。

(別紙)

県外分診療報酬の全国決済について（昭和 50 年 7 月 25 日付け保険発第 72 号）新旧対照表

改正後	改正前
標記については、かねてより国民健康保険団体連合会相互間において鋭意検討されてきたが、さきの全国国民健康保険団体連合会事務局長会議において、昭和五〇年九月診療分（一〇月請求分）から実施することの合意を得た旨国民健康保険中央会より報告を受けた。この制度の実施は、療養取扱機関の診療報酬請求事務の簡素化をはかるとともに他県被保険者の療養取扱いの申し出を促進するものと期待されるので、その実施態勢の整備に遺漏のないよう貴管下国民健康保険団体連合会に対する指導援助を行い、併せて関係機関との連絡調整について特段のご配意をお願いする。 <u>この決済業務の実施に伴う診療報酬（調剤報酬及び公費負担医療（地方公共団体が独自に行う医療費助成事業（国民健康保険団体連合会へ医療費を請求するものに限る。以下同じ。）を含む。以下同じ。）に係る診療報酬を含む。以下同じ。）の請求方法、審査支払業務の委託及び決済業務取扱いの細目は次のとおりである。</u> 1 診療報酬の請求方法 <u>療養取扱機関が、当該療養取扱機関所在地の都道府県と異なる都道府県の保険者の被保険者について診療を行った場合における診療報酬（以下「県外分診療報酬」という。）の請求は、従来、保険者所在地の都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に対して行っていたが、この決済業務の実施に伴い療養取扱機関所在地の連合会に対して行うことになる（地方公</u>	標記については、かねてより国民健康保険団体連合会相互間において鋭意検討されてきたが、さきの全国国民健康保険団体連合会事務局長会議において、昭和五〇年九月診療分（一〇月請求分）から実施することの合意を得た旨国民健康保険中央会より報告を受けた。この制度の実施は、療養取扱機関の診療報酬請求事務の簡素化をはかるとともに他県被保険者の療養取扱いの申し出を促進するものと期待されるので、その実施態勢の整備に遺漏のないよう貴管下国民健康保険団体連合会に対する指導援助を行い、併せて関係機関との連絡調整について特段のご配意をお願いする。 <u>おつて、この決済業務の実施に伴う診療報酬の請求方法、審査支払業務の委託及び決済業務取扱いの細目は次のとおりである。</u> 1 診療報酬の請求方法 <u>(1) 療養取扱機関が、当該療養取扱機関所在地の都道府県と異なる都道府県の保険者の被保険者について診療を行った場合における診療報酬（以下「県外分診療報酬」という。）の請求は、従来、保険者所在地の都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に対して行っていたが、この決済業務の実施に伴い療養取扱機関所在地の連合会に対して行うことにな</u>

<u>共団体が独自に行う医療費助成事業についても、同様に行うことが可能になる）ものであること。</u> <u>なお、国民健康保険の被保険者に係る県外分診療報酬のうち、地方公共団体が独自に行う医療費助成事業に係る診療報酬の請求については、令和7年4月1日以降の請求分（同年3月診療分）から実施することが可能となるが、後期高齢者医療制度の被保険者に係る県外分診療報酬のうち、地方公共団体が独自に行う医療費助成事業に係る診療報酬の請求については、関連システムの改修が完了するまでの間は、従来通りの取扱いをすることになるものであること。</u> （削除） （削除） （削除）	<u>るものであること。</u> (2) <u>全国土木建築国民健康保険組合及び二以上の都道府県にまたがる国民健康保険組合の被保険者に係る診療報酬については、さしあたり今回の決済業務の対象としない予定であるので、自県分として従来どおりの取扱いをすることになるものであること。</u> (3) <u>東京都については、諸般の事情により当分の間この決済業務に参加することができない見込みであるので、東京都の療養取扱機関が東京都以外の道府県に所在する保険者の被保険者について診療を行つた場合の診療報酬の請求方法及び東京都に所在する保険者の被保険者が東京都以外の道府県の療養取扱機関において診療を受けた場合の診療報酬の請求方法は、当分の間従前どおりの方法によるものであること。</u> (4) <u>沖縄県については、昭和五〇年六月一日に連合会が設立されたが、連合会における診療報酬の審査支払業務は昭和五一年四</u>
--	---

2 県外分診療報酬の審査支払業務の委託契約等 (1) 県外分診療報酬の審査支払業務は、療養取扱機関所在地の都道府県の連合会において取扱うことになる<u>（地方公共団体が独自に行う医療費助成事業についても、同様に行うことが可能になる）</u>に伴い、各都道府県連合会と全国の保険者との間に診療報酬の審査支払について委託契約を締結する必要があるが、事務上の煩雑さを避けるため、各連合会間において委託契約を締結して保険者との契約に代えるものであること。 (削除) (2) 公費負担医療に係る公費負担医療受給者別一覧表は公費負担者に対して診療報酬の請求を行うこととなる連合会において作成することとしたことに伴い、公費負担医療に係る県外分診療報酬の審査支払手数料については、当該一覧表を作成する連合会が受領し、審査支払業務を取扱う連合会に対しては支払われないものであること。 3 県外分診療報酬の決済業務 (1) 各都道府県連合会は、国民健康保険中央会に対して、県外分診療報酬の受払い及びこれに伴う相殺業務を委託することにな	<u>月から開始する予定であるので、診療報酬の審査支払業務を開始するまでの間は従前どおり社会保険診療報酬支払基金に請求するものであること。</u> 2 県外分診療報酬の審査支払業務の委託契約等 (1) 県外分診療報酬の審査支払業務は、療養取扱機関所在地の都道府県の連合会において取扱うことになることに伴い、各都道府県連合会と全国の保険者との間に診療報酬の審査支払について委託契約を締結する必要があるが、事務上の煩雑さを避けるため、各連合会間において委託契約を締結して保険者との契約に代えるものであること。 (2) <u>県外分診療報酬の審査支払手数料（公費負担医療に係るものを除く。）は、各連合会の昭和五〇年度歳出予算をベースにして算定した一件当たりコストを基準にして、一件につき四五円とされる予定であること。</u> (3) 公費負担医療に係る公費負担医療受給者別一覧表は公費負担者に対して診療報酬の請求を行うこととなる連合会において作成することとしたことに伴い、公費負担医療に係る県外分診療報酬の審査支払手数料については、当該一覧表を作成する連合会が受領し、審査支払業務を取扱う連合会に対しては支払われないものであること。 3 県外分診療報酬の決済業務 (1) 各都道府県連合会は、国民健康保険中央会に対して、県外分診療報酬の受払い及びこれに伴う相殺業務を委託することにな
---	---

るものであること。

- (2) 国民健康保険中央会においては、国民健康保険中央会県外分診療報酬全国決済業務規程及び国民健康保険中央会県外分診療報酬全国決済事務取扱細則により全国決済業務を取扱うことになるものであること。

(削除)

(削除)

るものであること。

- (2) 国民健康保険中央会においては、参考資料国民健康保険中央会県外分診療報酬全国決済業務規程（案）及び国民健康保険中央会県外分診療報酬全国決済事務取扱細則（案）により全国決済業務を取扱うことになるものであること。

- (3) 県外分診療報酬の全国決済事務に係る国民健康保険中央会と都道府県連合会との間の関係書類の授受及び諸報告等については、それぞれ電話ファックスを設置して取扱う予定であること。

〔参考〕 （略）